

③ 相続税の納付

1 相続税はどのように納めるのでしょうか(金銭納付)

(1) 納付すべき期限

相続税は、原則として、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）までに金銭で納付することになっています。

(注) 修正申告等に係る相続税は、次に掲げる日までに納付します。

- ① 修正申告分：修正申告書の提出の日
- ② 期限後申告分：期限後申告書の提出の日
- ③ 更正・決定分：更正・決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日

(2) 納付手続

イ 電子納税

自宅や事務所などからインターネット等を利用して納付する方法です。

詳しくは、e-Taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

ロ クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、納付の立替払いを委託する方法です。

納付の委託は、納付受託者が運営する専用のWeb画面により行います。

(注) クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

ハ 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

(注) 1 納付書は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

3 金融機関や税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

(3) 納付が遅れた場合

納付が定められた期限に遅れた場合には、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）の翌日から納付の日までの間の延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は次のとおりです。

		割 合
①	納期限の翌日から 2月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合 ^(※) + 1%」のいずれか低い割合
②	納期限の翌日から 2月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合 ^(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合

(注) 修正申告及び期限後申告による納付の場合は申告書を提出した日が納期限となります。

Q&A 相続税の納付は？

問： 相続税はいつまでに納めればよいのでしょうか。

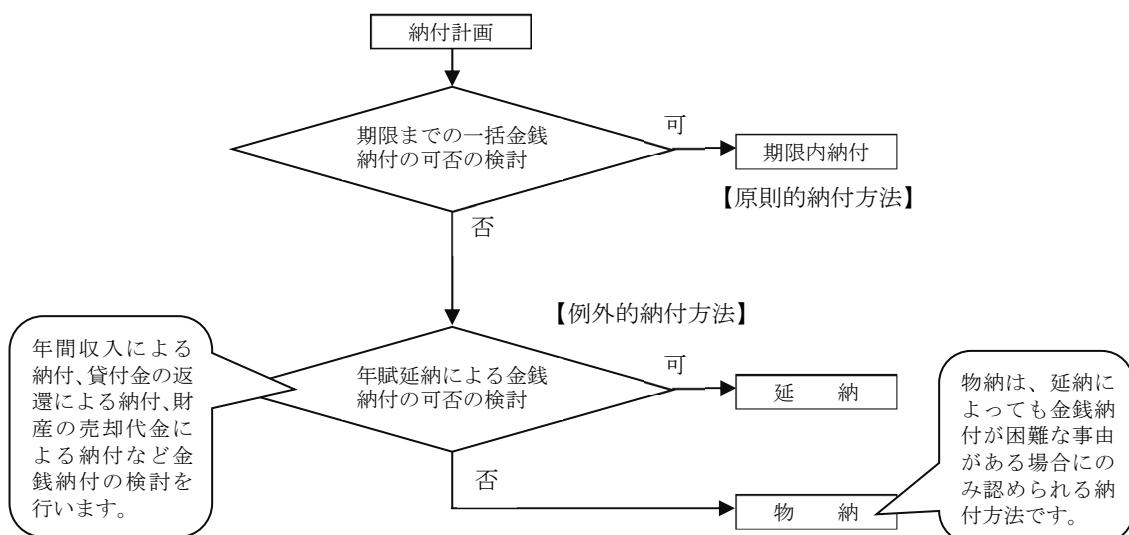
答： 相続税は相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、納めていただくことになっています。

なお、金銭で納付することが原則ですが、金銭で納付することが困難で、一定の要件を満たしている場合には、相続税を年賦により分割納付する「延納」と、相続財産で納付する「物納」の方法があります。いずれの方法も相続税の申告期限までに手続をとっていただく必要があります。

相続税の納付方法の検討について

相続税の納付方法については、下図のとおり検討します。

なお、納付方法についてご不明な点などがありましたら、税務署までお尋ねください。



Q&A 相続税の還付金の受取方法は？

問： 相続税の還付金がある場合、受取方法はどのようにになりますか。

答： 還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

また、還付される税金の受取りに当たって、①銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、預貯金口座の金融機関名、預金種類、口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、それぞれ申告書第1表の付表2（81ページ参照）に氏名等とともに記載して提出する必要があります。

なお、振込みによる受取りをご利用されない場合は、ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を申告書第1表の付表2に氏名等とともに記載してください。

※ 相続税の還付を受けるための申告書は、相続開始日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。

2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか

(1) 連帯納付義務とは

相続税の納付については、次に掲げる相続税を除き、各相続人が相続等により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります（相続税法第34条第1項）。

① 本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年以内に、相続税法第34条第6項に規定する「納付通知書」を発していない場合における納付すべき相続税額に係る相続税

- ② 本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税
- ③ 本来の納税義務者が農地などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

なお、ご不明な点につきましては、税務署にお尋ねください。

(注) 被相続人の納付すべき相続税額がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付の義務が生じます（相続税法第34条第2項、第3項）。

【連帯納付義務の例】

(相続人)	(相続税額)	〔相続により受けた利益の価額に相当する金額〕
配偶者	0円	5,000万円
子 1	50万円⇒納付済み	2,500万円
子 2	50万円⇒未 納 付	2,500万円

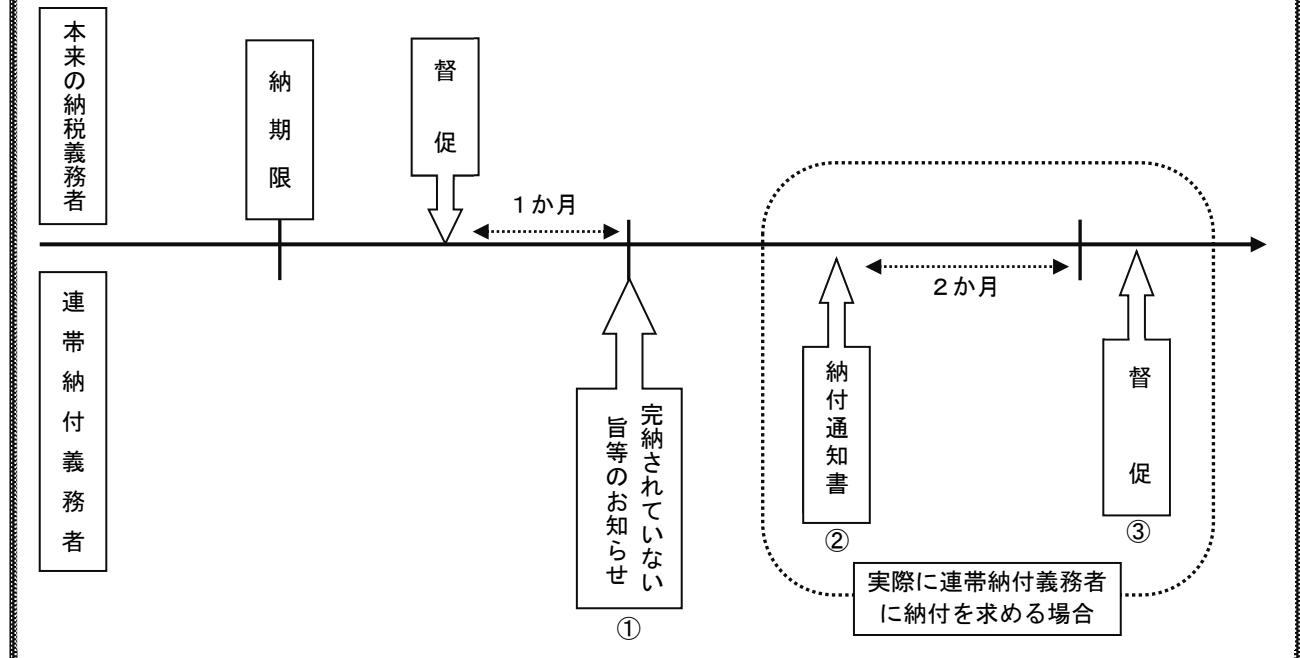
※ 子 2 が未納付の相続税額（50万円）は、配偶者及び子 1 の 2 名がそれぞれ相続により受けた利益の価額の範囲内（限度として）で連帯して納付する義務を負います。

(2) 相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する通知等

相続税法第34条第1項による連帯納付義務に関する手続等については、次のとおりです。

- ① 相続税について督促状が発せられて1か月を経過しても完納されない場合には、連帯納付義務者に対して完納されていない旨等のお知らせを送付します。
- ② 連帯納付義務者から納付を求める場合には、納付期限や納付場所等を記載した納付通知書を送付します。
- ③ 納付通知書が送付された日から2か月を経過しても完納されない場合は、督促状を送付します。

連帯納付義務に関する手続等の概要 《例：納期限までに相続税額が納付されなかった場合》



(3) 連帯納付義務者が納付する場合の延滞税の軽減等

連帯納付義務者が相続税法第34条第1項の規定による連帯納付義務に係る相続税に併せて納付する場合の延滞税が軽減され、一定の場合には延滞税に代えて利子税を納付することとなります。

(注) 本来の納税義務者の延滞税の額が軽減されるものではありません。

3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか(延納及び物納)

相続税は、納期限までに金銭で納付することが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしている場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められます。そのあらましは、次のとおりです。

なお、延納及び物納の詳しい内容については、税務署にお尋ねいただくな、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」をご覧ください。

(1) 延納

イ 延納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

- ① 相続税額が10万円を超えていること。
- ② 金銭納付を困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ③ 納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
- ④ 延納税額に相当する担保を提供すること。

(注) 延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下であるときには、担保を提供する必要はありません。

ロ 延納期間及び延納利子税

延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合については、その人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額がどの程度占めているかによって、次の表のようになります。

なお、各分納期間の延納特例基準割合(※)が7.3%に満たない場合の利子税の割合は、その分納期間においては次の算式により計算される割合(0.1%未満の端数があるときはこれを切捨て、0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合となります。)が適用されます。

(算式)

$$\text{利子税 (年割合)} \times \frac{\text{延納特例基準割合 (※)}}{7.3\%}$$

※ 延納特例基準割合

各分納期間の開始日の属する年の利子税特例基準割合(平均貸付割合(68ページの(3)※参照)に、年0.5%の割合を加算した割合をいいます。)

区分		延納期間 (最高)	利子税 (年割合)
不動産等の割合が75%以上の場合	①不動産等に対応する税額	20年	3.6%
	②動産等に対応する税額	10年	5.4%
不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	③不動産等に対応する税額	15年	3.6%
	④動産等に対応する税額	10年	5.4%
不動産等の割合が50%未満の場合	⑤立木に対応する税額	5年	4.8%
	⑥立木以外の財産に対応する税額		6.0%

(注) 1 延納税額が150万円未満(①に該当する場合は200万円未満)の場合には、不動産等の価額の割合が

50%以上(①に該当する場合は75%以上)であっても、延納期間は延納税額を10万円で除して得た数(1未満の端数は切り上げます。)に相当する年数を限度とします。

2 不動産等とは、不動産、不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産並びに特定同族会社の株式及び出資をいいます。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人又はその親族その他の特別関係者(相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。)の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

3 相続した不動産等の財産の中に計画伐採立木又は都市緑地法の規定による特別緑地保全地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による歴史的風土特別保存地区及び森林法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定された区域内にある土地がある場合には、延納期間・利子税割合について特例がありますので、「相続税・贈与税の延納の

手引」をご覧ください。

(2) 物納

イ 物納の要件

次の要件の全てを満たす場合に、物納の許可が受けられます。

- ① 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- ② 申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること。
- ③ 納期限までに申請書及び物納手続関係書類を提出すること。
- ④ 物納適格財産であること。

ロ 物納に充てることのできる財産の種類及び順位

物納に充てることのできる財産は、納付すべき相続税の課税価格の計算の基礎となった相続財産のうち、次の表に掲げる財産（相続財産により取得した財産も含みます。）及び順位（①～⑤の順になります。）で、その所在が日本国内にあるものに限ります。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産を除きます。

順位	物納に充てることのできる財産の種類
第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等※ ¹ ※1 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除きます。
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等※ ² ※2 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除きます。
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

（注） 相続開始前から所有していた特定登録美術品は、上の表の順位によることなく物納に充てることのできる財産とすることができます。

特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、既に同法による登録を受けているものをいいます。

ハ 管理処分不適格財産

次に掲げるような財産は、物納に不適格な財産となります。

【不動産】

- 1 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- 2 権利の帰属について争いがある不動産
- 3 境界が明らかでない土地
- 4 隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- 5 他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第210条の規定による通行権の内容が明確でないもの
- 6 借地権の目的となっている土地で、当該借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- 7 他の不動産（他の不動産の上に存する権利を含みます。）と社会通念上一体として利用されている不動産
若しくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- 8 耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいいます。）を経過している建物（通常の使用ができるものを除きます。）
- 9 敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- 10 管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産
- 11 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないと認められる目的に使用されている不動産
- 12 引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産
- 13 地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの

- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）
- ・暴力団員等により事業活動を支配されている者
- ・法人で暴力団員等を役員等とするもの

【株式】

- 1 謙渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、その手續がとられていない株式
- 2 謙渡制限株式
- 3 質権その他の担保権の目的となっている株式
- 4 権利の帰属について争いのある株式
- 5 二以上の者の共有に属する株式（共有者全員がその株式について物納の許可を申請する場合を除きます。）
- 6 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）とする株式会社が発行した株式（取引相場のない株式に限ります。）

【不動産又は株式以外の財産】

物納財産の性質が不動産又は株式に定める財産に準ずるものとして税務署長が認めるもの

二 物納劣後財産

次に掲げるような財産は、他に物納に充てるべき適當な財産がない場合に限り物納に充てることができます。

- 1 地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- 2 法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- 3 次に掲げる事業が施行され、その施行に係る土地につき、それぞれ次に規定する法律の定めるところにより仮換地（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその指定の部分を含みます。）又は一時利用地の指定がされていない土地（当該指定後において使用又は収益をすることができない土地を含みます。）
 - イ 土地区画整理法による土地区画整理事業
 - ロ 新都市基盤整備法による土地整理
 - ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
 - ニ 土地改良法による土地改良事業
- 4 現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地（当該納税義務者が当該建物及びその敷地について物納の許可を申請する場合を除きます。）
- 5 配偶者居住権の目的となっている建物及びその敷地
- 6 劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
- 7 建築基準法第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない土地
- 8 都市計画法の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない開発行為をする場合において、当該開発行為が開発許可の基準に適合しないときにおける当該開発行為に係る土地
- 9 都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地（宅地として造成することができるものを除きます。）
- 10 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められた区域内の土地
- 11 森林法の規定により保安林として指定された区域内の土地
- 12 法令の規定により建物の建築をすることができない土地（建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含みます。）
- 13 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われないおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産
- 14 事業の休止（一時的な休止を除きます。）をしている法人に係る株式

木 物納手続関係書類（例示：更地の場合）

物納申請期限までに物納申請書に添付して提出してください。

更地 (借地権等の設 定がないもの)	共 通	土地の状況によって追加が必要なもの	
	所在図(住宅地図)、公図の写し、登記事項証明書(不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。)、地積測量図、境界確認書・道路明示証、土地の維持管理に要する費用の明細書、所有権移転に必要な書類(所有権移転登記承諾書、印鑑証明書)を提出する旨の申出書		建物等の越境がある場合 建築基準法上の道路に接していない場合
	電柱がある場合		越境物の撤去等を約する旨の確認書 隣地を通行することを承諾した書類
	電柱等に係る土地使用承諾書の写し		
	仮換地の場合		仮換地指定通知書の写し

ヘ 収納価額

物納財産を国が収納するときの価額は、原則として、課税価格の計算の基礎となった財産の価額によります。

なお、「小規模宅地等の特例」(16ページ参照)又は「特定計画山林の特例」(20ページ参照)の適用を受けた相続財産を物納する場合については、特例適用後の価額が収納価額になります。

ト 物納に係る利子税

物納申請が行われた場合には、物納の許可による納付があったものとみなされる日までの期間のうち、申請者において必要書類の訂正等又は物納申請財産の収納に当たっての措置を行う期間がある場合など一定の場合には、利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、年7.3%と利子税特例基準割合(27ページの②※参照)のいずれか低い割合になります。